

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第285号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行情）答申第367号）

事件名：少年院で実施している教育の内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「少年院で実施している教育の内容がわかる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月12日付け29受文科初第293号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取り消しを求める。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「少年院で実施している教育の内容がわかる文書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示としたところ（原処分）、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書は文部科学省初等中等教育局児童生徒課において法令上作成が義務づけられているものではなく、また、少年院を所管している法務省等からの提出も受けていないため、保存していない。更に、念のため確認したが本件対象文書の内容に係る文書は存在しなかった。

したがって、本件対象文書は不存在である。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 少年院に在院中の学齢児童生徒の保護者は、学校教育法18条の「やむを得ない事由」として、就学義務の猶予・免除を受けることとなる（文部科学省ウェブサイトにおいても「少年院や児童自立支援施設に入っている学齢児童生徒の就学について」として説明を掲載している。）。なお、これについて特に通知等を発出したことはない。

イ 一方、学習指導要領に準拠した教科指導が少年院でもなされているところであり（少年院法26条、「矯正教育の内容について（通達）」（平成27年5月14日付け法務省矯少第91号））、文部科学省としては、例えば平成29年3月の学習指導要領改訂に当たっては、法務省に対して「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成29年3月31日付け28文科初第1830号）の送付等をしている。同通知は、学習指導要領の改正の概要等について説明したものである。

ウ なお、少年院法27条2項には、学校の教育課程に準ずる教育の教科指導に関する文部科学大臣の勧告が定められているが、これまでにこの規定に基づく勧告を行ったことはなく、上記教科指導の実施状況について報告を求める等といったことも行っていない。

エ 改めて行った確認の結果、上記通知（平成29年3月31日付け2

8文科初第1830号)の外、国会審議に係る想定問答(法務省矯正局から協議を受けたもの)の一部に少年院における教科教育に関する事項を記載した文書等の文書の保有は認められたが、これらの文書は、少年院で現に実施している教育の内容に関する具体的な情報を含むものではなく、本件対象文書に該当すると判断すべき文書ではないと考えられ、また、他に同様の文書の保有も認められなかった。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当と考えるものである。

(2) 当審査会において、諮問庁に対し、平成29年3月31日付け28文科初第1830号、少年院における教科教育に関する事項の記載がある国会審議に係る想定問答等の提示を求め、その記載を確認すると、上記諮問庁の説明のとおりであると認められ、文部科学省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明については、その内容に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司